



令和8年 8月 29 日

町 内 各 位

高宮町会 環境部

『環境美化月間』町内一斉清掃の実施について

松本市では、9月を「環境美化月間」と定め環境保護を推進しています。高宮町会でもこれに呼応して、町内の環境保全のため、下記の要領で町内の一斉清掃を実施いたします。町内の皆様のご協力をお願いいたします。

記

1 日時 9月6日（日） 朝 6時から7時まで

雨天の場合は 9月13日（日）に順延

2 実施要領

- (1) 実施範囲は組長さんの指示に従ってください。
- (2) 道路、側溝、公園等の空き缶、ごみの収集、草刈り等
- (3) 違反広告物の撤去（貼り紙、貼り札及び立て看板）
- (4) 感染症対策は、個人の判断にお任せします

3 処理方法

(1) 分 別

ア 可燃、容プラ、破碎、埋め立てごみ、及び資源物に分類してください。

イ 草は、必ず配付した袋か、ビニール袋に入れてください。

ウ 泥は、必ずビニール袋に入れ、水を切ってください。

- (2) 上記分別したごみは、それぞれ一斉清掃専用のゴミ袋に入れ、
ゴミステーション（できれば資源物等収集ステーション）に出してください。



ご近所の底力で ☆
☆ 町を美しく